

都市計画変更等業務に係るプロポーザル募集要項

1 委託業務名

都市計画変更等業務

2 事業目的

百山地域をはじめとした役場周辺地区については、これまでも平成25年度、令和元年度と計2回、当該区域周辺の居住環境に配慮するとともに、研究機能を備えた良好な産業地の形成を図るべく、用途地域の変更とそれに伴う高度地区の変更に加え、産業用地内の建築物等に関するルールとして地区計画を設定している。

本町においては、現状、住宅開発による人口増、それに伴う教育環境のひっ迫が生じていることから企業立地や教育環境保全の観点を踏まえた町役場周辺地区の望ましい将来像について、企業等の意向を把握すべく、調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、用途地域の変更や地区計画の設定等の都市計画手続きについて検討するため、本業務を実施するものである。

3 委託業務内容

- (1) 本町の現状・企業意向の把握
- (2) 対象地区のまちづくり上の課題整理、将来像の設定
- (3) 都市計画手法の検討
- (4) 都市計画変更（素案）の作成
- (5) 都市計画図書の作成
- (6) 検討結果取り纏め 等

詳細は「都市計画変更等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

4 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月31日

5 実施場所

島本町

6 予算額

6,083,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けないものとする。

7 プロポーザルの形式（公募型・指名型の別）

契約事業者は、次項の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。募集は本町ホームページに掲載し、公表する。

8 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和5・6・7年度の島本町競争入札参加資格者（コンサル）であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
契約を締結する能力を有しない者とは次に掲げる者をいう。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 被保佐人
 - (ウ) 被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）
 - (エ) 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当していないこと。
- (4) 過去に地域地区等の変更もしくは都市計画マスタープランの策定または改訂に係る業務の実績がある
- (5) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

9 スケジュール

項目	日程
実施要領等の配布開始	令和6年 4月15日（月）
質問書の提出期限	令和6年 4月22日（月） 17時30分まで
質問書回答日	令和6年 4月25日（木）
参加表明書等の提出期限	令和6年 5月 8日（水） 17時30分まで
企画提案書等の提出期限	令和6年 5月21日（火） 17時30分まで
審査	令和6年 6月3日（月）
選考結果の通知	令和6年6月下旬
委託契約締結	令和6年7月上旬

10 選定手続

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（様式4）

イ 提出期限

令和6年4月22日（月） 17時30分までに必着

ウ 提出方法

FAX、メール

エ 回答

令和6年4月25日(木)に、メールで全参加者にプロポーザルに関する質問回答書(様式5)を送付する。

なお、質問がなかった場合はその旨通知を行う。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

プロポーザル参加表明書(様式1)

誓約書(様式2)

地域地区等の変更若しくは都市計画マスタープランの策定等又は改訂に係る業務実績(様式3)

イ 提出期限

令和6年5月8日(水) 17時30分までに必着

ウ 提出方法

郵送(特定記録郵便又は簡易書留)

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

企画提案申請書(様式6)

委託業務全般に関する企画提案書(任意様式)

委託業務全般に関する説明、アピールしたい点などを簡潔にまとめたもの。

会社の主要業務実績、同種業務実績等について(様式7)

業務実施体制等を示す書面(様式8、様式9)

事業実施スケジュール(任意様式)

見積書(任意様式)

イ 提出期限

令和6年5月21日(火) 17時30分までに必着

ウ 提出部数

正本1部と副本13部(計14部) ※副本は複写可

エ 提出方法

郵送(簡易書留) ※持参不可

1.1 審査

別途設置する「都市計画変更等業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)」において、評価基準表に基づき審査する。

なお、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評点が6割以上であれば委託候補者とする。

提案の採否は郵送で通知する。

また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和6年6月3日(月) ※時間及び場所は別途通知

(2) 実施方法

- ・事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションを実施し、10分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や

追加資料は認めない。

- ・説明者は3名までとし、質問に対し、適切に対応できる実務担当予定者が説明すること。
 - ・パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは町が手配する。
- 使用するデータは、5月27日（月）までに町に提出すること。

1 2 契約

町は、審査により選定された事業者へその旨を通知し（様式10）、本町の契約手続を経た上で、契約を締結する。選定された事業者以外の事業者には、選定に至らなかった旨を通知する（様式11）。なお、選定された事業者と協議が整わない場合は、評価点が高かった者から順に協議を行うこととする。

1 3 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ・提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- ・本業務に関して、事務局員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- ・審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- ・他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。
- ・参加要件を欠くことになったもの。
- ・その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行ったもの。

1 4 情報公開基準

- ・提出された書類について情報公開請求があった場合には「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となる。なお、選定結果については、選定された事業者及び選定に至らなかった事業者を問わず、事業者名及び点数（合計点数及び項目別点数）については、全て公表する。

1 5 その他の留意事項

- ・選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- ・本町は郵便、電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- ・選定された成果物に係る著作権は、本町に帰属する。
- ・応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。
- ・業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、又は漏えいすることを禁じる。
- ・この要項に定めのない事項又は計画の変更の必要性若しくは疑義が生じた事項については、本町及び受託者で協議して処理する。
- ・スケジュールについては現時点での予定であり、今後変更等を行うことがある。

問合せ及び書類提出先

島本町 都市創造部 都市計画課

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-0360

FAX : 075-961-6298

Mail : keikaku@shimamotocho.jp